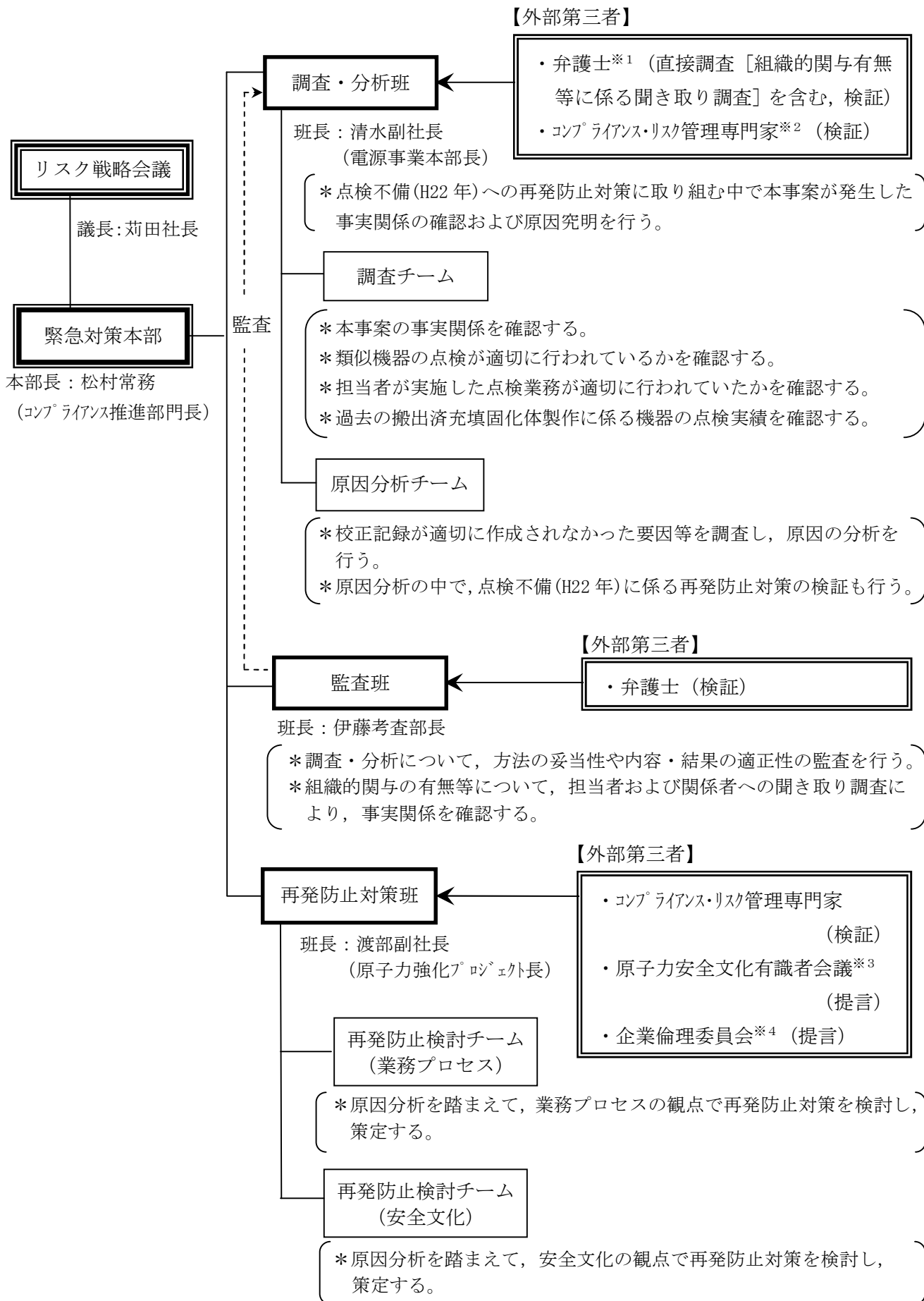


調査等の実施体制および実施内容について



※1：弁護士

弁護士による検証・調査等は、企業法務において豊富な実績がある弁護士に主導いただき、法律家としての知見を活かした検証をお願いするとともに、組織的関与の有無の判断に係る事項等に関して、直接調査（担当者および関係者への聞き取り調査）も実施いただく。

※2：コンプライアンス・リスク管理専門家

コンプライアンス・リスク管理に関するコンサルティング、講演会の実績が豊富な専門家により、コンプライアンスに係る社員の意識、倫理観や行動といった視点での検証を実施いただく。

※3：原子力安全文化有識者会議

原子力安全文化有識者会議は、「原子力安全文化醸成活動の推進」等に資する体制として設置した原子力強化プロジェクト長の諮問機関として、「原子力強化プロジェクト」の検討事項等に対し提言等を受けている会議体（平成22年6月29日設置）であり、本件事案について同様に議論し、再発防止対策等に対する提言等をいただく。

委員構成は、社外有識者7名、社内委員3名である。

※4：企業倫理委員会

企業倫理委員会は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンスに関する提言を受けている会議体（平成15年4月1日設置）であり、本件事案について同様に議論し、再発防止対策等に対する提言等をいただく。

委員構成は、社外有識者3名、社内委員4名である。